

基本計画部会における平成24年度統計法施行状況審議の整理メモ

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
比較可能性を考慮した統計分類の検討 その他 （第1WG） （第3WG）	第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定 ◇ 本文には、統計基準を用いる効果や各種国際基準との整合性に留意すること等の取組の方向性を記述 ◇ 別表には、日本標準職業分類、指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準等を新たに統計基準に設定する等の取組を記述 第3-5 その他 (2) 研究開発の推進と学会等との連携強化（統計委員会分を除く） ◇ 本文には、研究開発の重要性、知見を有する学会、大学等との連携の必要性を記述 ◇ 別表には、加工統計作成のための研究開発の推進、統計に係る研究開発の協力要請、各府省と学会等との連携強化等の取組を記述 (3) 統計の中立性 ◇ 本文には、公的統計の信頼性を確保する観点から、作成及び公表過程の透明化並びに秘密保持の必要性等を記述 ◇ 別表には、統計の作成過程の公表、公表期日前の情報共有の範囲等を定めること等の取組を記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究開発の推進と学会等との連携強化については、各種研究会等における学会等の有識者の知見活用、大学等との研修講師の相互派遣等の取組を実施。また、統計の中立性については、「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえた取組の実施、公表期日前の情報共有範囲等を定め公表。 ○ なお、統計基準の設定については、平成23年度までにすべて措置済み。
平成24年度統計法施行状況報告の仮評価（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画に掲げられたいずれの事項についても、おおむね計画に沿った内容の取組が進められているものと評価できるのではないかと。 ○ ただし、「研究開発の推進と学会等との連携強化」及び「統計の中立性」については、今後も継続的な取組が必要ではないかと。
考慮事項、審議ポイント等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究開発の推進等に関して、学会との連携等による総務省統計局の研究能力の向上及びそれにより得た知見の関係府省との共有等が必要との意見有り ○ 以下のようなポイントを中心に、次期基本計画に向けた考え方や方針を審議 <ul style="list-style-type: none"> ① 研究開発については、統計委員会と学会との連携等において、また、統計の中立性については、品質保証の取組において継続的な課題とされていることから、それぞれの項目において記述することとしてはどうか。 ② 統計基準については、統計法に基づく統計基準の整備はほぼ一段落していることから、今後は、比較可能性向上のために見直しの検討が望まれる「統計分類」について検討課題とすることとしてはどうか。また、標準的な表章区分（年齢や事業所規模等）について検討する必要はないか。